

損害賠償請求事件

[平成28年1月21日判決（大阪地裁） 平成26年\(ワ\)第5210号](#)

キーワード：均等／非本質的部分（均等の第1要件）

担当 弁理士 須藤淳

## 1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「パック用シート」とする特許権を有する原告が、被告の製造・譲渡したフェイスマスクが当該発明の技術的範囲に属すると主張して、被告に対し特許権侵害の不法行為による損害賠償請求を求めた事案である。

## 2. 結論

請求認容（均等侵害を肯定）

## 3. 本件特許

発明の名称：パック用シート

登録番号：特許第4352416号

出願日：平成19年5月22日

登録日：平成21年8月7日

## 4. 本件発明

### 【請求項1】

A 美容用具として、不織布の引っ張り方向とする縦方向に鼻筋の方向を揃えて打ち抜いたフェイスマスク型パック用シートに、

B1 鼻翼の付け根から鼻尖を経て、もう片方の鼻翼付け根部分に、さらに眼の付け根に至り、もう片側の眼の付け根までを結ぶ線に囲まれるほぼ台形の領域に、

B2 縦方向もしくはやや斜め方向に「ハ」字状に走るミシン目状の切り込み線を複数列配した

C ことを特徴とするパック用シート。

## 5. 争点

被告製品は、本件特許発明と均等なものとして、その技術的範囲に属するか

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

被告製品は、構成要件B1のうち、目頭の高さからやや下の部分までの領域にミシン目状の切り込み線が設けられていない点で本件特許発明と相違することから、この点についての均等の成否を検討する。

#### ア 非本質的部分について

本件特許発明の技術的課題は、従来のパック用シートでは、小鼻部分にシートで覆えない大きな隙間が空き、また、シートの小鼻に対応した部分が浮き上がってしまう欠点があったことから、顔面で最も高く膨出する鼻の小鼻部分をもびったりと覆うことにあり、本件特許発明は、「ほぼ台形の領域」にミシン目状の切り込み線を配するとしたことにより、不織布の横方向に伸びやすいという物性と相俟って、パック用シートが鼻筋や鼻の角度に沿って自然と横方向に伸び広がるようにし、隙間を生じることなく小鼻部分をもびったり覆うようにしたものであると認められる。

これらからすると、本件特許発明は、鼻部にミシン目状の切り込み線を複数列配することによって、従来技術では困難であった小鼻部分を覆うことを実現した点に固有の作用効果があると認められる。そうすると、被告製品において、目頭の高さからやや下の部分までの領域に切り込み線が設けられていない点は、このような本件特許発明の固有の作用効果を基礎付ける本質的部分に属する相違点ではないというべきである。

#### イ 置換可能性について

被告製品は、目頭の高さからやや下の部分までの領域にミシン目状の切り込み線が設けられていなくとも、小鼻部分を含めた鼻全体に密着するものであると認められる。そうすると、被告製品も、本件特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであると認められる。

#### ウ 置換容易性について

鼻の上部に当たる目頭付近部分は、従来技術によってもシートで覆うことが実現されていたことからすると、切り込み線が配される台形状の領域の上底の高さを、眼の付け根である目頭の高さよりも、目頭の1段分か2段分、下に設けても本件特許発明と同一の作用効果を奏することは、当業者が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたというべきである。

#### エ 対象製品の容易推考性について

被告は、本件特許発明が本件特許出願前に乙8公報に開示されており、被告製品の構成は、容易に推考できたものである旨主張するが、本件の全証拠によっても、・・・被告製品が、本件特許の出願時における公知技術と同一又は当業者が公知技術から出願時に容易に推考できたものであるとは認められない。

#### オ 意識的除外事由など特段の事情の有無について

被告は、本件事情説明書(乙2)及び本件意見書案(乙3)の記載を指摘するが、その指摘に係るいずれの記載によっても、ほぼ台形の領域の上底の高さを目頭の位置から、切り込みの1列分か2列分、下の位置とすることを排除していると認めることはできない。

以上によれば、被告製品は本件特許発明の構成と均等なものとして、その技術的範囲に属する。

以上